



# 注記表

(2015年4月1日～2016年3月31日)

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
  - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)  
定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。
  - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
会計基準変更時差異(749,419千円)は、15年にわたり均等償却しております。
4. 収益及び費用の計上基準
  - (1) 収益の計上基準  
役務提供収入については、役務提供基準により計上しております。
  - (2) 費用の計上基準  
費用については、発生主義により認識し計上しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
  - (2) 資産除去債務に関する会計基準の適用  
当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用している。  
当社は、賃貸契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃貸資産の使用期限が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の数

普通株式……………11,000株

当事業年度末における自己株式の数

該当なし

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する次に掲げる事項その他の事項

(1) 配当金支払額

2015年6月19日開催の第50回定時株主総会決議による配当に関する事項

|           |             |
|-----------|-------------|
| 配当金の総額    | 68,917,293円 |
| 1株当たりの配当額 | 6,266円      |
| 基準日       | 2015年3月31日  |
| 効力発生日     | 2015年6月19日  |

当事業年度末における当該株式会社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当なし